

令和7年度

戸塚公民館運営審議会

日時 令和8年3月19日(木)
16時から

場所 戸塚公民館2階 ミーティング室

次 第

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 会長挨拶

4 議事

議案第1号 令和7年度戸塚公民館事業報告について 2 P

議案第2号 戸塚公民館運営について 3 P

(1) 戸塚公民館地区の現状と課題

(2) 施設管理上の課題

(3) 令和8年度の主催事業計画について

(4) その他

(参考) 資料1 令和7年度 戸塚公民館当初予算 4 P

資料2 令和7年度 戸塚公民館使用料収入 5 P

資料3 令和6年度 社会教育施設利用状況実績 6 P

資料4 令和7年度 戸塚公民館地区各種協議会の主な事業報告 7 P

資料5 川口市公民館運営審議会条例、社会教育法 第五章 公民館 . . . 8～9 P

5 閉 会

戸塚公民館運営審議会委員

(順不同・敬称略)

氏名	住所	電話	公職
水野俊二			長蔵新田町会長
荒居輝男			佐藤町会長
豊田徹			立山町会長
関口京子			戸塚団地自治会長
賀嶋英俊			藤兵衛新田町会長
坂本満			下戸塚町会長
渡部嘉範			久左衛門新田町会長
高山利夫			西立野町会長
藤波栄			戸塚公民館地区レクリエーション協会理事長
奥山博子			戸塚てんとう虫おはなしの会
功刀幸代			戸塚西中学校長
益田みなみ			川口市議会議員
福森悦子			川口市議会議員
中川峻一			川口市議会議員

(任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日)

議案第1号 令和7年度戸塚公民館事業報告について

令和7年度公民館事業報告

	事業名	内容	期間	回数	募集人数	対象者	在籍者数			総出席者数
							男	女	計	
1	ベビーサロンin戸塚	乳児オイルマッサージの技術習得。	4月～1月	7	10組	ハイハイ前の乳児とママ	-	-	-	58
2	あそびの広場スキップ	発達に遅れのある子どものための親子講座。	4月～2月	9	6組	一般市民(親子)	-	-	-	55
3	わらべ唄とリズムであそぼう	リズム遊びとわらべ唄や絵本の読み聞かせ、子育て相談。	6月9月	2	12組	0～3歳児と保護者	-	-	-	10
4	リズムとあそぼう	親子で参加するリミック活動。	10月～2月	5	12組	1～3歳児と保護者	-	-	-	64
5	健康運動教室	柔軟体操や有酸素運動で、体力の向上を図る。	6月～7月	3	25人	一般市民	2	23	25	62
6	七宝焼きアクセサリ作り	七宝焼きのペンダントやキーホルダーを作る。	8月	1	15人	小学5年生以上	0	6	6	6
7	和太鼓教室	和太鼓の基本の打ち方と初午太鼓について学ぶ。	10月	1	20人	中学生以上	3	3	6	6
8	市民大学 ICTと人のつながり	ICT(情報通信技術)の活用法や注意点を学ぶ。	10月	4	25人	一般市民	12	9	21	69
9	インターネットにおける人権	ネット上の誹謗中傷に関する人権啓発DVDの視聴。	10月	1	25人	一般市民	9	7	16	16
10	ボッチャ体験会	ボッチャの遊び方を習い、参加者同士の交流を図る。	10月	1	18人	一般市民	1	20	21	21
11	ビーズで小物作り	ビーズをワイヤーに通してブローチやオブジェを制作する。	2月	1	14人	一般市民	0	7	7	7
12	切り絵講座(オンライン)	切り絵の制作過程やクラブ活動の様子を動画で紹介。	3月末公開	1	-	一般	-	-	-	-

議案第2号 戸塚公民館運営について

(1) 戸塚公民館貸館の現状と課題

- ・クラブの高齢化について
- ・大規模イベント・集会時における駐車・駐輪問題について
- ・他課への貸館について（期日前投票所、保育施設利用一斉受付、市県民税申告受付、小児生活習慣病検診 等）

(2) 施設管理上の課題

- ・老朽化による修繕の増加について

(R6 修繕実績)

- ①ホール系統冷温水発生機冷却塔修繕
- ②ホール移動観覧席修繕
- ③消防設備不良箇所修繕
- ④ホールデジタル時計ランプ修繕
- ⑤3階女子トイレ他修繕
- ⑥非常用照明設備修繕
- ⑦インターロッキングブロック修繕（図書館との共有部分）

(R7 修繕実績)

- ①2階男女トイレ照明器具交換修繕
- ②2階女子トイレ他修繕
- ③エントランス段差解消修繕（図書館との共有部分）

(3) 令和8年度の主催事業計画について

- ・住民が参加したくなる講座・教室の企画

(4) その他

- ・指定緊急避難場所について

(R6 開設実績)

- ①R6.8.17 避難者無し
- ②R6.8.29～9.1 避難者無し

(R7 開設実績)

開設なし

- ・公民館使用料の改定（R8.10.1～）について

室名	改定後（改定前）		単位：円
	午前9時～午前11時 午前11時～午後1時	午後1時～午後3時 午後3時～午後5時	午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
ホール	820（550）	1,650（1,100）	2,200（1,100）
日本間1号	190（140）	400（270）	600（410）
日本間2号	190（140）	400（270）	600（410）
講座室1号	330（220）	660（440）	990（660）
講座室2号	240（160）	490（330）	730（490）
会議室	240（160）	490（330）	730（490）
料理実習室	330（220）	660（440）	990（660）
ミーティング室	240（160）	490（330）	730（490）

資料1

令和7年度戸塚公民館当初予算

(単位:円)

項目	7年度当初	比較増減 (R05-R04)	6年度当初	備考
講師等報償金	388,000	34,000	354,000	公民館主催講座 308,000円 市民大学 80,000円
消耗品費	175,000	0	175,000	事務用品、館内消耗物品
通信運搬費	4,500	0	4,500	切手・はがき代
電子複写機等借上料	生涯学習課 相談※		生涯学習課 相談※	コピーキット代
自動車借上料	生涯学習課 相談※		生涯学習課 相談※	タクシー代(講師送迎)
印刷機械等借上料	生涯学習課 相談※		生涯学習課 相談※	インク・マスター代
合計	567,500	34,000	533,500	

※令和4年度予算より、電子複写機等借上料・自動車借上料・印刷機械等借上料については、生涯学習課に相談して購入する形になり、個々の公民館には予算額が配分されなくなりました。

資料2

戸塚公民館使用料収入(令和7年度2月末現在及び令和6年度)

収納期間	令和7年度		令和6年度	
	収納件数	収納金額(円)	収納件数	収納金額(円)
4月1日～4月30日	325	125,955	302	108,150
5月1日～5月31日	286	116,390	283	105,040
6月1日～6月30日	317	126,370	312	119,320
7月1日～7月31日	332	148,755	308	123,590
8月1日～8月31日	299	126,655	298	109,940
9月1日～9月30日	307	125,720	306	125,085
10月1日～10月31日	331	141,195	315	128,985
11月1日～11月30日	290	111,800	319	130,990
12月1日～12月31日	280	103,705	299	110,400
1月1日～1月31日	310	122,210	344	137,310
2月1日～2月28日	307	114,240	306	118,755
3月1日～3月31日			336	131,435
合 計	3,384	1,362,995	3,728	1,449,000

令和6年度社会教育施設使用状況実績

資料3

施設名	講座等 延参加者数						貸館人数	施設利用人数計 (オンライン除く)
	主催講座 (人権理解、ク ラプリーダー 含む)	オンライン 講座視聴 回数	イベント等 (共済事業 含む)	会議等	合計 (オンライン 含む)	合計 (オンライン 除く)		
西公民館	889	0	3,866	62	4,817	4,817	104,556	109,373
幸栄公民館	159	135	2,871	132	3,297	3,162	93,457	96,619
並木公民館	183	320	1,317	281	2,101	1,781	75,331	77,112
横曽根公民館	84	118	3,260	142	3,604	3,486	46,550	50,036
西川口公民館	89	0	0	10	99	99	0	99
青木公民館	402	504	2,300	181	3,387	2,883	33,773	36,656
青木東公民館	240	551	2,270	237	3,298	2,747	35,109	37,856
上青木公民館	533	464	2,986	109	4,092	3,628	96,357	99,985
前川公民館	394	316	2,383	11	3,104	2,788	50,842	53,630
前川南公民館	161	0	1,202	32	1,395	1,395	21,530	22,925
南平公民館	372	0	4,677	289	5,338	5,338	36,888	42,226
領家公民館	225	442	996	236	1,899	1,457	35,356	36,813
朝日公民館	415	184	1,549	153	2,301	2,117	17,820	19,937
朝日東公民館	444	0	1,366	272	2,082	2,082	30,628	32,710
神根公民館	1,609	116	1,516	320	3,561	3,445	41,564	45,009
神根西公民館	35	251	0	17	303	52	0	52
神根東公民館	89	31	1,423	120	1,663	1,632	24,896	26,528
根岸公民館	185	0	1,621	138	1,944	1,944	10,566	12,510
芝公民館	106	202	1,611	186	2,105	1,903	36,209	38,112
芝南公民館	685	331	1,755	129	2,900	2,569	32,577	35,146
芝西公民館	198	0	3,279	109	3,586	3,586	30,909	34,495
芝北公民館	504	701	2,224	151	3,580	2,879	28,037	30,916
芝富士公民館	1,846	45	1,651	150	3,692	3,647	12,903	16,550
芝園公民館	348	160	665	36	1,209	1,049	28,956	30,005
新郷公民館	450	305	2,231	39	3,025	2,720	43,006	45,726
新郷南公民館	467	1,462	1,627	104	3,660	2,198	20,360	22,558
安行公民館	217	7,253	2,279	107	9,856	2,603	31,496	34,099
安行東公民館	238	0	2,532	67	2,837	2,837	17,226	20,063
戸塚公民館	518	181	8,772	163	9,634	9,453	87,700	97,153
戸塚西公民館	500	1,631	4,803	51	6,985	5,354	39,167	44,521
鳩ヶ谷公民館	339	323	1,439	187	2,288	1,965	46,495	48,460
南鳩ヶ谷公民館	86	367	1,050	121	1,624	1,257	20,281	21,538
里公民館	285	170	1,220	130	1,805	1,635	39,931	41,566
小計	13,295	16,563	72,741	4,472	107,071	90,508	1,270,476	1,360,984
中央ふれあい館	703	305	6,870	248	8,126	7,821	153,996	161,817
生涯学習プラザ	355	537	909	137	1,938	1,401	59,056	60,457
合計	14,353	17,405	80,520	4,857	117,135	99,730	1,483,528	1,583,258

◎ 令和7年度 戸塚公民館地区各種協議会の主な事業報告

月 日	事 業 名	会 場	主 催	令和7年度 参加人員	令和6年度 参加人員	備 考
5/11	卓 球 大 会	戸塚スポーツセンター	地区レクリエーション 協 会	248人	243人	11町会参加
5/18	壮年ソフトボール 大 会	戸塚第2グラウンド (榎戸公園)	地区レクリエーション 協 会	269人	268人	12町会参加
6/1	婦人ハレーボール 大 会	戸塚スポーツセンター	地区レクリエーション 協 会	102人	103人	10町会参加
6/15	ソフトトッシーボール 大 会	戸塚第2グラウンド (榎戸公園)	地区青少年育成 協 議 会	518人	521人	10町会参加
8/22	献 血	戸塚公民館	戸塚公民館	27人	27人	R6:午後のみ実施 R7:午後のみ実施
9/28	地区市民体育祭	戸塚第2グラウンド (榎戸公園)	地区レクリエーション 協 会	1,273人	1,273人	10町会参加
10/5	ゲートボール 大 会	戸塚スポーツセンター	地区レクリエーション 協 会	124人	132人	11町会参加
11/24	スポレック大会	戸塚スポーツセンター	地区レクリエーション 協 会	156人	155人	13町会参加
12/7	戸塚ふれあい コンサート	戸塚公民館	地区青少年育成 協 議 会	120人	96人	R6:川口東高校吹奏楽部 R7:戸塚西中学校吹奏楽 部
3/14・ 15	戸塚公民館まつり	戸塚公民館 戸塚赤道公園	戸塚公民館まつり 実 行 委 員 会	集計中	3,500人	作品展示17団体 芸能発表14団体 ほか
3/26	献 血	戸塚公民館	戸塚公民館		38人	R6:午後のみ実施 R7:午後のみ実施予 定

○川口市公民館運営審議会条例
平成 11 年 12 月 21 日条例第 48 号
改正
平成 24 年 3 月 27 日条例第 23 号
(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2 以上の公民館について 1 の審議会を置くことができる。
(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

2 川口市立公民館設置及び管理条例(昭和 46 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成 24 年 3 月 27 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

社会教育法 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。